

東京都立成瀬高等学校 学校運営連絡協議会設置要綱

第1 (名称)

この会の名称を「東京都立成瀬高等学校 学校運営連絡協議会」(以下、「協議会」という。)とする。

第2 (目的)

本校の教育活動が保護者・地域住民から理解され、保護者・地域社会の方々の意向が本校の学校運営に反映されることを通して、本校が地域に根ざしてより発展していくための学校支援組織とする。

第3 (所掌事項)

協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4 (組織)

協議会の委員は、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する近隣青少年委員2名、近隣自治会長1名、近隣中学校長2名、学識者3名、PTA会長1名とする。

内部委員は、校長、副校長、経営企画室長、各分掌主任(教務、生活指導、進路指導、保健部、広報部、探究研修部、1学年、2学年、3学年)の12名とする。

- 2 協議会の中に学校評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を置く。評価委員会は、協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告原案を作成する。

評価委員会の委員は、協議会委員の中から校長が委嘱する。

第5 (任期)

委員の任期は第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

第6 (役員)

協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、学校評価委員会委員長1名

- 2 会長は校長とする。

- 3 副会長、学校評価委員会委員長は、校長が選任する。

第7 (事務局)

都立成瀬高等学校に協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、広報部主任を充てる。

第8 (協議会の開催回数及び開催時期)

協議会は、原則として6月、10月及び2月の年3回開催する。

第9 (協議会の公開)

協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第10 (その他)

この要綱は校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。